



島根県報

令和2年9月4日(金)
第 138 号
 (毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定代理納付者の指定	(環境生活総務課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(障がい福祉課)	2
障害福祉サービス事業廃止の届出		
土地改良区の役員の退任の届出	(農村整備課)	2
保安林予定森林(2件)	(森林整備課)	3
解除予定保安林	(")	4
保安林の指定施業要件の変更	(")	4

【公 告】

令和2年度クリーニング師試験の実施	(薬事衛生課)	5
都市計画公聴会の開催(2件)	(都市計画課)	6

【特定調達公告】

しまねプレミアム飲食券・宿泊券発行運営事業に係る随意契約の相手方等	〔観光振興課 しまねブランド推進課〕	12
-----------------------------------	-----------------------	----

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		13
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		13
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体		14
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体		14

告 示**島根県告示第551号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ソフトバンク株式会社

東京都港区東新橋1-9-1

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

島根県社会貢献活動促進基金（島根県社会貢献活動促進基金条例（平成21年島根県条例第15号）第1条の基金をいう。）に係る寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) M a s t e r C a r d

(2) V I S A

(3) J C B

(4) D i n e r s C l u b

(5) A M E R I C A N E X P R E S S

4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

島根県告示第552号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人いわみ福 社会	生活介護	多機能事業所 ワーク くわの木金城第1事業 所	島根県浜田市金城町七条 イ675-8	令和2年9月1日

島根県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市温泉津町福光土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

青柳 重信 大田市温泉津町福光口103番地

島根県告示第554号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市東持田町字後平1647
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第555号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市大東町川井1489から1493まで、1496-1、1501、1876-18
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大東町川井1492・1496-1・1876-18（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
-

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第556号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
益田市匹見町道川イ1033-17、1033-18
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第557号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡海士町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
海士町（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡海士町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡海士町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和2年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和2年12月2日（水）午前9時40分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）

なお、終了時刻については、受験者数に応じて変更する場合がある。

2 試験場所

学科試験及び実地試験

松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎

全ての試験を同一の会場で行う。

3 試験の内容

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

ア 繊維の鑑別

イ ワイシャツのアイロン仕上げ（家庭用コードレススチームアイロン（1,400ワット）を使用する。）

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

6 受験願書等の受付期間

令和2年9月4日（金）から同月30日（水）まで

なお、郵送の場合は、令和2年9月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書（所定用紙）

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課において確認証明を受けたもの）

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

令和2年12月22日（火）に島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

(1) 受験願書等の配付

受験願書及び履歴書（以下「受験願書等」という。）は、島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに掲載するほか、島根県健康福祉部薬事衛生課で配付する。

※島根県健康福祉部薬事衛生課のホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/yakujeisei/>

なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形のものに限る。）を同封し、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ郵送すること。

(2) 問合せ先

受験願書等の請求、受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-6529）にすること。

(3) 留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験日時を変更し、又は試験を中止する場合があること。

更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸山達也

1 開催日時

令和2年9月30日 19時から

2 開催場所

江津市江津町1110-17

江津市総合市民センター

3 都市計画の案の概要

(1) 江津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

江津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

本区域の地場産業等が集積する地域特性を活用しながら更なる機能強化を図り、広域的な就業の場の確保に努めるとともに、市街地部においては都市基盤整備による良好な居住環境の形成を図る。また、都市の利便性・快適性の向上に併せて、豊かな自然環境を保全し、バランスのとれた都市環境の創出を目指す。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(ア) 土地利用の方針

a 主要用途の配置方針

立地適正化計画にて用途地域を中心としたエリアを中心拠点として位置づけ、都市施設を集約するとともに、居住誘導を図り、現行の都市サービス水準を維持した良好な市街地環境の形成を目指し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針を定める。

b 土地利用の方針

「用途転換、用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は風致の維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」及び「計画的な都市的土地利用の実現」に関する方針を定める。

(イ) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

(a) 基本方針

広域交通及び都市内幹線道路網の確立、市街地内道路網の形成、産業及び観光・レクリエーション拠点の連携機能強化並びに公共交通機関の利用促進及び利便性の向上を図る。

(b) 整備水準の目標

令和元年度末現在で、都市計画道路の改良率は約62パーセントであり、今後の基本方針等に基づき引き続き整備を進める。また、自動車専用道路については早期の全線供用を目指す。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

河川については、江の川や都治川の治水対策をはじめ、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適

切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

(b) 整備水準の目標

下水道については、令和元年度末の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は約48パーセントであり、今後も引き続き基本方針等に基づき汚水処理人口普及率の向上に努める。

河川については、一級河川江の川は、江の川水系河川整備計画に基づき整備し、支川都治川については年超過確率50分の1に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用及び維持管理に努めるほか、必要に応じて施設の計画的な整備を図る。

(f) 市街地開発事業の方針

江津駅周辺については、都市環境の整備による良好な居住環境の形成や商業・業務機能の集積による生活利便性の向上等により新しい魅力ある中心市街地を形成するため、市街地開発事業等による面的整備を行う。また、隣接する嘉久志地区等においても市街地整備により、良好な居住環境等を確保するため市街地開発事業を行う。

(g) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

自然環境に含まれた地域特性を活かし、親水性の高い魅力ある水辺環境の整備、緑地の保全等により、地域住民の日常生活における憩いの場及び自然とのふれあいの場の確保並びに広域的な観光・レクリエーション拠点としての活用を図り、本区域特有の自然環境の創出を目指す。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は江津市建設政策課のいずれかに、令和2年9月18日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び江津市建設政策課に備えて、令和2年9月4日から同月18日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、浜田県土整備事務所及び江津市役所において掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話（0852）22-5699

別記様式

意見申出書

令和2年9月30日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 印

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
江津都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、桜江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催日時

令和2年9月30日 19時から

2 開催場所

江津市江津町1110-17

江津市総合市民センター

3 都市計画の案の概要

(1) 桜江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

桜江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

過疎化、少子高齢化等の社会情勢の変化及び地域間の連携強化に積極的に対応するため、計画的・合理的な土地利用の実現及びこれを支える都市基盤の整備を進める。また併せて、江の川、八戸川及び小谷川の表情豊かな河川環境をはじめとした豊かな自然環境の保全を図る等、本区域の特色を生かした安心して暮せる生活環境の向上、自然豊かで活力あるまちづくりを推進する。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(7) 土地利用の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定していないが、立地適正化計画にて居住拠点区域として位置づけられているため、都市施設を集約するとともに、居住誘導を図り、現行の都市サービス水準を維持した良好な市街地環境の形成を目指し、将来における土地利用の方針を定める。

(4) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

(a) 基本方針

広域交通体系の確立、安全で快適な市街地内道路の整備、産業及び観光・レクリエーション拠点の連携機能強化並びに公共交通機関の利用促進及び利便性の向上を図る。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道の整備手法については、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

河川については、江の川及び都治川の治水対策をはじめ、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

(b) 整備水準の目標

下水道については、令和元年年度末の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は約94パーセントであり、今後も引き続き基本方針等に基づき汚水処理人口普及率の向上に努める。

河川については、一級河川江の川は江の川水系河川整備計画に基づき整備し、支川八戸川については平成25年8月洪水及び平成30年7月豪雨相当の洪水に対して浸水被害の軽減を図るものとする。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他の都市施設については、設備の近代化及び既存施設の有効活用を図り、適正な運用及び維持管理に努めるほか、必要に応じて施設の計画的な整備を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

緑地の保全及び機能確保に努め、水資源を基調とした豊かな自然環境を維持していく。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は江津市建設政策課のいずれかに、令和2年9月18日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び江津市建設政策課に備えて、令和2年9月4日から同月18日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、浜田県土整備事務所及び江津市役所において掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話 (0852) 22-5699

別記様式

意見申出書

令和2年9月30日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 印

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
桜江都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
しまねプレミアム飲食券・宿泊券発行運営事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県商工労働部観光振興課、島根県しまねブランド推進課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年6月26日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社山陰中央新報社 代表取締役 松尾 倫男 島根県松江市殿町383番地
- 5 随意契約に係る契約金額
1,391,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
宇都宮こう後援会	宇都宮 晃	加納 陽子	雲南市木次町寺領1394	令和2年8月5日
島根県の未来を考 える会	森本 秀歳	岩田 浩岳	松江市大正町446-23	令和2年8月27日
たがのりかと雲南を 創る会	多賀 法華	平井 佑佳	雲南市三刀屋町中野912	令和2年8月14日

島根県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党仁多町支部	藤原 充博	代表者の氏名	藤原 充博	景山 孝志	令和2年7月29日
		会計責任者の氏名	石原 武志	福間 久八	
自由民主党美保関町支部	森脇 勇人	代表者の氏名	森脇 勇人	小沢 秀多	令和2年7月26日
		主たる事務所	松江市美保関町七類	松江市美保関町笠浦840	

	の所在地	142番地	- 2	
--	------	-------	-----	--

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
田中武夫後援会	隅田 智司	主たる事務所の所在地	安来市飯島町411	安来市清井町632番地	令和2年8月23日
突破の会	寺井 克政	主たる事務所の所在地	益田市本町7番17号	益田市あけぼの西町10番13号	令和2年8月1日
檜谷進後援会	檜谷 進	主たる事務所の所在地	益田市本町7番17号	益田市あけぼの西町10番13号	令和2年8月1日
山本浩章後援会	山本 浩章	主たる事務所の所在地	益田市高津七丁目11番14号	益田市元町12-20	令和2年8月16日
湯浅まりこ後援会	湯浅 万里子	代表者の氏名	湯浅 万里子	渡部 実	令和2年8月3日

島根県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
多賀 法華	雲南市議会議員	たがのりかと雲南を創る会	雲南市三刀屋町912	多賀 法華	令和2年8月13日
湯浅 万里子	出雲市議会議員	湯浅まりこ後援会	出雲市島村町187	湯浅 万里子	令和2年8月3日

島根県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月4日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
山本 浩章	山本浩章後援会	主たる事務所の所在地	益田市高津七丁目11番14号	益田市元町12-20	令和2年8月16日